

令和 7 年度 後志広域連合人事行政の運用等の状況

後志広域連合人事行政の運用等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定に基づき、令和 7 年度における後志広域連合人事行政の運用等の状況について公表します。

1 任免及び職員数に関する状況

本広域連合の職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定等に基づき、関係町村等からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）で構成されていますが、令和 7 年度より後志広域連合に所属する正規職員（以下「プロパー職員」という。）の採用がありましたので併せて公表します。

職員数

区分	職員数 (令和 7 年 4 月 1 日)
派遣職員	20 人
プロパー職員	3 人

2 プロパー職員と派遣職員の給与の状況

プロパー職員

職員数 (A)	給与費			1 人当たり 給与費 (B) / (A)
	給料及び期末・ 勤勉手当	手当	計 (B)	
3 人	15,420 千円	1,737 千円	17,157 千円	5,719 千円

派遣職員

職員数 (A)	給与費			1 人当たり給与費 (B) / (A)
	給料及び期 末・勤勉手当	手当（広域連 合支給分）	計 (B)	
20 人	0 千円	5,049 千円	5,049 千円	252 千円

※ 派遣職員の給与は、一部手当（通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当）を除き、派遣元の給与条例等に基づき直接支給され、相当額を本広域連合から負担金として派遣元へ支払っています。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、休日及び休暇については、後志広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、倶知安町の関係規定を準用することとなっています。

(1) 勤務時間及び休日等

1日の勤務時間			週休日	休日
始業時間	終業時間	休憩時間		
8時45分	17時30分	12時00分 ～ 13時00分	土・日曜日	・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始の休日 (12月31日から翌年1月5日までの日)

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況

職員数	総取得日数	平均取得日数
23人	315日	14日

4 休業の状況

休業については、後志広域連合職員の育児休業等に関する条例に基づき、倶知安町の関係規定を準用することとなっています。令和7年度においては、職員の休業は1人が取得しました。

5 分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数

休職	降任	免職	合計
0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分者数

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

6 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平均取得日数
1.3日

(2) 職員の営利企業従事等許可の状況

許可件数
0件

7 退職管理の状況

令和7年度に任用解除した職員で、引き続いて地方公務員法第38条の2に規定する営利企業等の地位に就いた者はいませんでした。

8 研修の状況

令和7年度の研修実績は次のとおりです。

プロパー職員

区分	研修名	主催	人数
プロパー 職員	新規採用職員研修	後志町村会	1人
	地方公務員法	市町村職員研修センター	1人
	後志地区法務基礎研修	市町村職員研修センター	1人

派遣職員

区分	研修名	主催	人数
派遣職員	指導能力	市町村職員研修センター	2人
	人事評価者訓練	市町村職員研修センター	1人
	DX推進基礎	市町村職員研修センター	1人
	文章作成能力向上研修	市町村職員研修センター	1人
	後志地区法務実務入門研修	後志町村会	2人
	高齢者福祉の推進	市町村アカデミー	1人
	介護保険制度の理解と 地域包括ケアの実践	全国市町村国際文化研修所	1人

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理の状況

健康管理は、本広域連合又は派遣元団体が実施することとなっており、本広域連合が実施する健康診断について、プロパー職員3人受診しました。

(2) 災害補償の状況

公務（通勤）災害認定件数
0日

10 公平委員会の業務の状況

公平委員会の業務については、後志公平委員会が実施しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求件数
0 日

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求件数
0 件